

すずらん調剤薬局勝田店 の掲示事項

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 に従い、当店では下記の掲示を行っております。

●調剤基本料について

当薬局は、調剤基本料1(47 点)を算定し、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。

複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時に受け付けた場合、受付が2回目以降の調剤基本料は、処方箋の受付1回につき所定点数 の 100 分の 80 に相当する点数により算定します。

●夜間休日等加算について

平成 20 年 4 月の調剤報酬改定により当薬局では下記の時間帯において、受付・調剤した場合「夜間・休日等加算」の算定対象となります。負担金は負担割合により 40～120 円になりますことをご了承願います。なお、閉局中の受付・調剤については時間外加算・深夜加算の対象となることがあります。お問い合わせは受付事務または薬剤師までお願いいたします。

平 日19:00以降、土曜日13:00以降、日曜日・祝日

●明細書発行体制について

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に『個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書』を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や服用量などが記載されるものですので、その点、ご理解いた

だき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

●調剤管理料および服薬管理指導料について

当薬局は、患者さんの服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を継続的に作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には服用薬剤同士の重複や相互作用の有無を確認した上で調剤を行います。それに伴い、下記の調剤管理料を算定しております。

内服薬（内服用滴剤、浸煎薬、湯薬又は屯服薬を除く）の場合

28日分以上の場合 60点

27日分以下の場合 10点

内服薬以外の場合 10点

当薬局は、患者さんの服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、これを基にそれぞれの方に合わせた服用に関する説明・必要な指導を行います。またこれらを文書により提供いたします。それに伴い下記の服薬管理指導料を算定しております。

3 か月以内に来局＋お薬手帳の提示あり : 45点

上記以外の場合 : 59点

●服薬管理指導料の注1（かかりつけ薬剤師による指導）について

当店では服薬管理指導料の注1の届出を行っており、かかりつけ薬剤師として必要な指導等を行う体制を有しています。

● バイオ後続品調剤体制加算について

当薬局はバイオ後続品の調剤を積極的に行っている薬局であり、バイオ後続品の調剤を行う際にはバイオ後続品調剤体制加算(50 点)を算定しております。

● 電子的調剤情報連携体制整備加算について

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療 DX を積極的に推進し、電子的調剤情報連携体制整備加算(月 1 回 8 点)を算定しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認を通じて取得した薬剤情報、特定健診情報等を閲覧又は活用し、調剤、服薬指導等を行っています。
2. 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理を行っています。
3. マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
4. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用し、医療DXに係る取組を行っています。
5. サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行っています。

● 連携強化加算について

当薬局は災害や新興感染症発生時における対応可能な体制を確保し、都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けています。それに伴い連携強化加算(5 点)を算定しております。

対応内容は青森県薬剤師会のウェブサイトでも公開しております。

<http://www.aoyaku.or.jp/people/openlist/>

●地域支援・医薬品供給対応体制加算について

当薬局では地域支援体制加算を算定しておりません。

●無菌調剤処理加算について

当薬局では無菌調剤処理加算を算定しておりません

●在宅患者訪問薬剤管理指導について

当薬局では在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、医師の指示に基づき保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定したうえで、調剤後お宅を訪問する等して薬剤の服薬指導及び薬剤管理の指導を行います。それに伴い、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定しております。訪問にかかる交通費については実費をいただきます。

なお、指示を行った医師に対しては、訪問結果を文書にて情報提供させていただきますので、ご了承ください。

●在宅患者訪問薬剤管理指導について

当薬局では在宅薬学総合体制加算を算定しておりません。

●居宅療養管理指導料について

当薬局は介護保険サービス提供事業者として居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導を行う薬局です。